

三重の登録有形文化財(前編)

県内には、歴史的・景観的に貴重な建造物が数多く存在しますが、近年ではその建造物を単に保護するだけでなく、幅広く活用しながら継承しようという機運が高まっています。国(文化庁)が制定する「登録有形文化財」もこうした考えから始まりました。

今回は、県内の「登録有形文化財」の中から、6か所ご紹介いたします。

*各「登録有形文化財」の開館日時・受け入れ方法・料金などはそれぞれに異なり、変更になる場合もありますので、必ず事前に確認ください。

取材・文：中村真由美・中村元美

撮影：……梅川紀彦・尾之内孝昭

ただし※印の写真は取材先から提供していただきました

地域の独自性を守り、活用することで後世に伝える



緑青色のプレートに掲げた「登録有形文化財」は、国が保存と活用を特に必要とするものとして文化財登録原簿に登録された有形文化財のことです。平成8(1996)年に、制度が導入されました。

登録制度の対象となるのは、建築後50年を経過した建造物。住宅・事務所・社寺などはもちろん、橋・水門・トンネル・煙突など幅広く数多くの文化財を対象としています。広く親しまれていたり、そこで見られない珍しいものなどが、その資格を持っています。

保護のため許可などの強い規制を受

ける「指定文化財」は、その活用方法がもっぱら公開であるのに対し、「登録有形文化財」は届出と指導・助言・勧告を基本とするゆるやかな制限のため、カフェやレストランなどの商業施設や宿泊施設、地域住民の活動の場など、いろいろな用途に活用することができます。

平成29(2017)年、「みえ登録有形文化財建造物友の会(会員数58名)「愛称「さんとうぶん」」が設立されました。歴史的建造物の所有者、また建築士や学識経験者が一緒になって活動を行う組織です。こうした動きは、全国の都道府県で8番目。その価値を見出して保存し、まちづくりやコミュニティの拠点、観光資源として活用しているところ、いち早く立ち上がりました。

「阪神・淡路大震災以降、歴史ある建造物を見直す活動が盛んになりました。資産として、また文化として活かし、ゆるやかに守っていくという発想です」と、「さんとうぶん」の事務局長であり、三重県文化財保護指導委員の岩見勝由さん。歴史的建造物の保全活用に関わる専門家であるヘリテージマネージャーの育成にも携わっています。現在、ヘリテージマネージャーは県内に116人ほどいますが、地域の人々と連携しながら地域文化活性化の一翼を担う人材として活躍しています。「登録有形文化財」のトレーディングカードも作成しました。カードを集めることで、文化財に関心を持つ人も増え、地域で親しまれてきた古い建物こそ見直すという気運が高まっています。